

寒川町印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者とする。<u>ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>(加える)</p> <p>(印鑑登録の制限)</p> <p>第3条 印鑑の登録は、1人につき1個とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u></p> <hr/> <p>_____されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑は登録することができる。</p> <p>～略～</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第7条 町長は、第5条の規定による確認をした場合は、印鑑登録原票(以下「原票」という。)に、次の各号に掲げる事</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者とする。_____</p> <hr/> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>15歳未満の者</u></p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(印鑑登録の制限)</p> <p>第3条 印鑑の登録は、1人につき1個とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑は登録することができる。</p> <p>～略～</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第7条 町長は、第5条の規定による確認をした場合は、印鑑登録原票(以下「原票」という。)に、次の各号に掲げる事</p>

項(以下「登録事項」という。)を登録するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(6)～(9) (略)

2 (略)

～略～

(登録の抹消)

第11条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当した場合は、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 登録を受けている者が成年被後見人となったとき

(6)・(7) (略)

2 (略)

～略～

項(以下「登録事項」という。)を登録するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_がされ

ている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(6)～(9) (略)

2 (略)

～略～

(登録の抹消)

第11条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当した場合は、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 登録を受けている者が意思能力を有しない者となったとき

(6)・(7) (略)

2 (略)

～略～

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。